

神戸市告示第 21 号

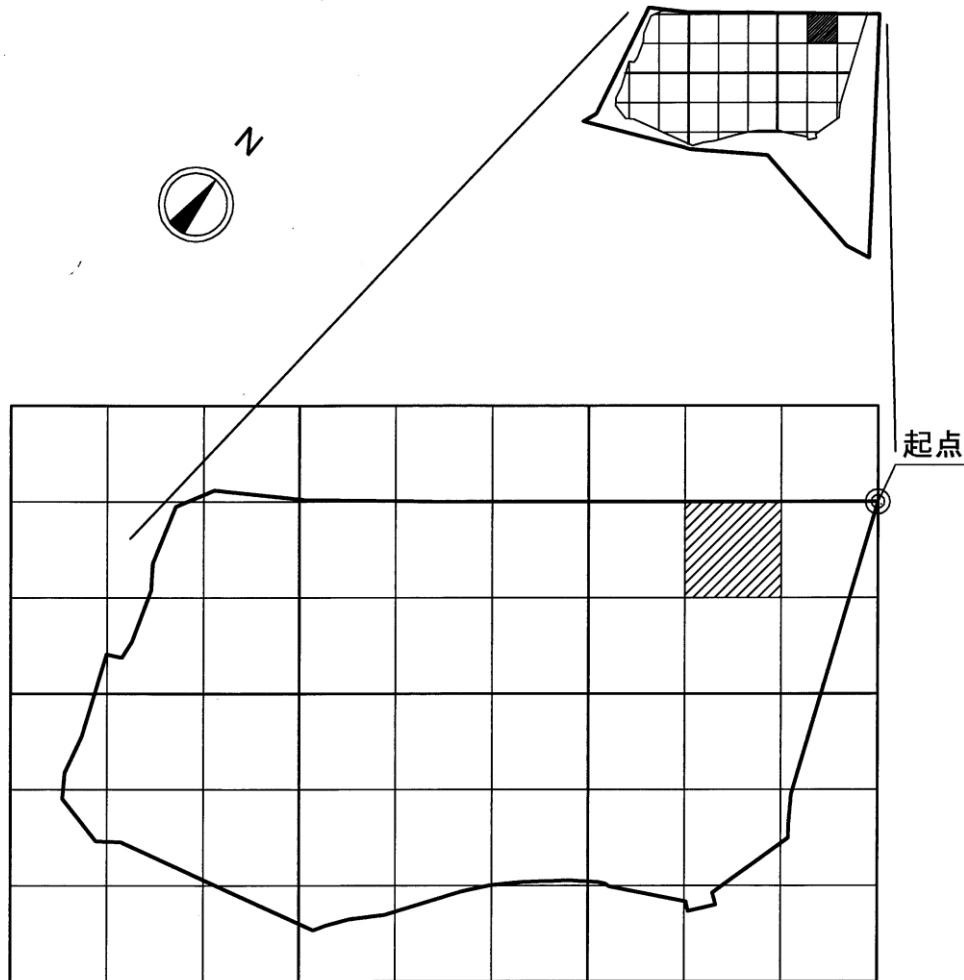
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 29 年 4 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
北区山田町小部字東山 65 番 1 の一部 （別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図



凡例

- ◎ 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>
起点は、神戸市北区山田町小部字東山65番1地内の土壤汚染対策法第14条第1項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状況調査の対象地内の最北端、神戸市北区山田町小部字東山65番1号の最北端から西へ3.3 m、南へ2.8 mの地点。
<格子の回転角度>
50° 42' 34"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。